官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
一　○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の一部を改正する告示（総務・財務・経済産業一）
二　○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件及び出入国管理及び難民認定法施行規則別表第四の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄に掲げる活動（特定活動）の項下欄の規定に基づき法務大臣が定める者を定める件の一部を改正する件（法務三一）
〔その他告示〕
三　○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三二）
四　○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通五二八）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同五二九、五三一～五三三）
○直轄砂防工事を施行する件（同五三〇）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一〇二～一〇七）
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（同一〇八）
○道路に関する件（東北地方整備局七六、七七）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣府　公安審査委員会　厚生労働省
〔叙位・叙勲〕
〔褒　賞〕
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）
登録実施機関の登録事務等の全部廃止について（九州運輸局）
登録実施機関の登録について（同）
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
河川法に基づく工作物返還に係る公示関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

法規的告示

総務省・財務省・経済産業省告示第一号

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第六条第一項の規定に基づき、令和二年総務省・財務省・経済産業省告示第一号（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年四月八日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第四　特定半導体生産施設整備等に関する事項	第四　特定半導体生産施設整備等に関する事項
第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。	第三に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定半導体生産施設整備等に関する事項を定める。
一　特定半導体生産施設整備等の内容	一　特定半導体生産施設整備等の内容
特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。	特定半導体生産施設整備等の内容は、次の1から14までのいずれにも該当するものとする。
1～12　（略）	1～12　（略）
13　申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。	13　申請に当たって特定半導体生産施設整備等計画の認定の対象とする取組における生産に有用かつ中核的な技術（公然と知られていないものに限る。以下「コア技術」という。）を特定し、当該特定半導体生産施設整備等計画に記載した上で、その流出を防止するために、次に掲げる(1)から(4)までの措置を実施するものであること。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結す	(3)　特定半導体生産施設整備等計画の申請者の取引先がコア技術等の全部又は一部を有する場合、当該コア技術等の全部又は一部を当該取引先が有すること及びその詳細に関して、当該取引先と秘密保持契約を締結す